

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 噴火警報・予報等で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。
- 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難勧告等を発令する。

第3 活動の内容

1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策

(1) 基本方針

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・企画振興課）

（ア）県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項をコミュニティFMラジオ、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達する。また、放送事業者等は伝達を受けた噴火警報について、住民、登山者等への伝達に努める。なお、市町村は特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等へ伝達する。

（イ）住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達する。

イ 住民が実施する対策

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。

（ア）噴煙：噴煙の増加又は減少、色の変化

（イ）火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化

（ウ）地熱地帯の状態：地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ

（エ）鳴動：異常音の発生

（オ）火山性地震：有感地震の発生

（カ）温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化

（キ）河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発砲、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動

（ク）その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

2 防災対応等

(1) 基本方針

噴火警戒レベルが運用されている火山では、噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されていない火山では、レベルが運用されている火山に準じて、その噴火警報・予報に記載されている影響範囲などに応じた防災対応を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（全部等）

（ア）噴火警戒レベルが運用されている火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。

3 警戒区域の設定、避難勧告等

(1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難準備情報を伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（全部等）

（ア）災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域の設定等を行う。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。

（イ）市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

（ウ）災害が発生するおそれのある場合には避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の設定、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、コミュニティＦＭラジオ、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

（エ）情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

（オ）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努める。

（カ）警戒区域、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

イ 住民が実施する対策

避難の際には、出火防止措置をとったうえで、食料、日常品等の備蓄物資を携行するものとする。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

以下震災対策編第3章 災害応急対策計画参照

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

市の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速にかつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

なお、災害対策本部設置場所が被災した場合は、周辺庁舎、関係出先機関の庁舎を当てるものとする。

第3 活動の内容

以下震災対策編第3章 災害応急対策計画参照

第4節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

消火活動関係

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第5節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 市、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 市は、災害派遣医療チーム（DMAT）及び編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第6節 避難受入及び情報提供

第1 基本方針

火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておく。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に市内には多くの要配慮者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため避難準備・高齢者等避難開始の提供や、避難指示（緊急）、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、資料47を参考にしこれらの施設に十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示（緊急）の発令の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市は、広域的な非難が必要な場合は、速やかな非難の実施に努める。
- 6 県及び市は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

- 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

(1) 基本方針

火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始を伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第7節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要援護者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応が取れる体制を確立する。

第3 活動の内容

市及び関係機関は、相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

別表

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第8節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を考慮しつつこれら活動を阻害する道路上の火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という。）、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件については、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 所有又は管理する施設、敷地内の障害物に係る集積、処分については、原則としてその所有者又は管理者において集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第9節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等により二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、市及び農業団体等が協力して行うとともに、病虫害の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 実施計画

(1) 実施計画

ア 市の実施対策（農林課）

（ア）農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告する。

（イ）農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

イ 関係機関が実施する対策

市と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。

ウ 住民が実施する対策

（ア）市が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害の発生防止対策を実施するものとする。

（イ）作物別の主な応急対策

a 水稻

（a）降灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努める。

（b）病害の発生防止のための薬剤散布を行う。

b 果樹

（a）散水して灰の除去を図る。

（b）病害の発生防止のための薬剤散布を行う。

c 野菜及び花き

（a）散水・水洗いを実施し、灰の除去を図る。

（b）病害の発生防止のための薬剤散布を行う。

d 畜産

(a) 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、降灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにする。

(b) 刈取期にある飼料作物、牧草は、灰をよく払い落としての収穫に努める。

e 水産

(a) 養殖場に流入した降灰はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（農林課）

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ 関係機関が実施する対策

(ア) 国有林内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

(イ) 市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市及び県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ 住民が実施する対策

市が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第10節 保健衛生、感染症予防活動

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。
また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、本部長の命を受けて民生福祉部長が実施責任者となり、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第11節 遺体の搜索及び処置等の活動

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力の下に実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第12節 義援物資、義援金の受け入れ体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市は日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

1 【義援物資】

- (1) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

- (2) 各関係機関が受け付けた義援物資については、需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2 【義援金】

- (1) 市、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

なお、市が募集する義援金については災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては災害義援金募集要綱（以下「要綱」という。）により定める。

- (2) 義援金の配分にあたっては、市、日本赤十字社東御支部、市社会福祉協議会、共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に分配する。

第3 活動の内容

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照